

令和8年度

福岡県診療所立入検査資料

福岡県保健医療介護部医療指導課

(令和8年5月)

目 次

- | | | |
|---|---|--------|
| 1 | 令和7年度診療所立入検査結果集計表 | ・・・P1 |
| 2 | 福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例
【令和5年9月条例改正】 | ・・・P5 |
| 3 | 厚生労働省等から発出された医療法等に係る主な通知 | ・・・P7 |
| 4 | 健康診断 | ・・・P9 |
| 5 | 面接指導対象医師について | ・・・P11 |
| 6 | 周知資料 | ・・・P12 |
| | (1) 部落差別解消推進条例 | |
| | (2) 障がいのある人への合理的配慮の義務化 | |
| | (3) 福岡県在宅医療・介護職員カスハラ対策ポスター | |
| | (4) 障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する
法律の施行に伴う適切な対応について | |
| | (5) 医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等について | |
| | (6) 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に
係る留意事項について | |

令和7年度診療所立入検査結果集計表(全体)

立入検査実施数		615件
有床診療所総数の1/3	有床診療所	50件
	(再掲)療養病床	7件
無床診療所総数の1/5	無床診療所	355件
	歯科診療所	210件

検査項目		対象数	適数	不適数	非対象	適合率
1	医療従事者	615	614	1	0	99.8%
2	法的手続き	615	600	15	0	97.6%
3	患者の収容状況	50	50	0	561	100.0%
4	医薬品の管理・保管	614	613	1	1	99.8%
5	機械、器具等の清潔保持	615	615	0	0	100.0%
6	職員の健康管理	613	613	0	0	100.0%
7	広告事項	615	615	0	0	100.0%
8	①医療安全管理	615	604	11	0	98.2%
	②院内感染対策	615	600	15	0	97.6%
	③医薬品の安全管理	614	597	17	1	97.2%
	④医療機器の安全管理	614	609	5	1	99.2%
	⑤放射線の安全管理	488	471	17	127	96.5%
	⑥医療ガスの安全管理	93	93	0	522	100.0%
9	診療録等の記録・保管	615	615	0	0	100.0%
10	院内掲示	615	609	6	0	99.0%
11	業務委託	427	427	0	188	100.0%
12	防災体制	615	615	0	0	100.0%
13	感染性廃棄物	612	612	0	3	100.0%
14	放射線管理・装置・使用室	488	438	50	127	89.8%
15	検体検査の精度の確保	216	216	0	399	100.0%
16	構造設備	615	615	0	0	100.0%
17	医師の働き方改革	74	74	0	0	100.0%

【直近5年間の適合率の推移】

検査項目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	医療従事者	99.8%	100.0%	99.8%	99.7%	99.8%
2	法的手続き	95.8%	86.5%	99.8%	97.1%	93.7%
3	患者の収容状況	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4	医薬品の管理・保管	100.0%	100.0%	100.0%	98.9%	99.4%
5	機械、器具等の清潔保持	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%
6	職員の健康管理	98.5%	99.5%	99.4%	98.8%	99.2%
7	広告事項	99.8%	100.0%	100.0%	98.3%	99.2%
8	①医療安全管理	97.3%	97.8%	98.9%	97.3%	94.6%
	②院内感染対策	97.1%	97.2%	98.3%	96.3%	93.7%
	③医薬品の安全管理	97.3%	96.3%	98.0%	97.1%	95.4%
	④医療機器の安全管理	99.6%	98.3%	100.0%	99.1%	98.1%
	⑤放射線の安全管理	98.6%	99.3%	99.6%	96.7%	93.5%
	⑥医療ガスの安全管理	96.2%	98.4%	98.7%	98.5%	96.0%
9	診療録等の記録・保管	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	100.0%
10	院内掲示	99.8%	100.0%	99.8%	99.7%	98.6%
11	業務委託	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
12	防災体制	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%
13	感染性廃棄物	100.0%	99.8%	99.8%	99.5%	100.0%
14	放射線管理・装置・使用室	99.1%	97.5%	98.8%	92.1%	85.7%
15	検体検査の精度の確保	99.3%	98.6%	100.0%	100.0%	96.7%
16	構造設備	99.8%	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%
17	医師の働き方改革					100.0%

令和7年度診療所立入検査結果集計表(有床診療所)

検査項目		対象数	適数	不適数	非対象	適合率
1	医療従事者	50	50	0		100.0%
2	法的手続き	50	49	1		98.0%
3	患者の収容状況	50	50	0	0	100.0%
4	医薬品の管理・保管	50	50	0		100.0%
5	機械、器具等の清潔保持	50	50	0		100.0%
6	職員の健康管理	50	50	0		100.0%
7	広告事項	50	50	0		100.0%
8	①医療安全管理	50	50	0		100.0%
	②院内感染対策	50	50	0		100.0%
	③医薬品の安全管理	50	48	2		96.0%
	④医療機器の安全管理	50	50	0		100.0%
	⑤放射線の安全管理	39	39	0	11	100.0%
	⑥医療ガスの安全管理	29	29	0	21	100.0%
9	診療録等の記録・保管	50	50	0		100.0%
10	院内掲示	50	50	0		100.0%
11	業務委託	50	50	0	0	100.0%
12	防災体制	50	50	0		100.0%
13	感染性廃棄物	50	50	0		100.0%
14	放射線管理・装置・使用室	39	38	1	11	97.4%
15	検体検査の精度の確保	35	35	0	15	100.0%
16	構造設備	50	50	0		100.0%
17	医師の働き方改革	19	19	0		100.0%

【直近5年間の適合率の推移】

検査項目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	医療従事者	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2	法的手続き	97.2%	85.5%	100.0%	95.5%	91.8%
3	患者の収容状況	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4	医薬品の管理・保管	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5	機械、器具等の清潔保持	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.4%
6	職員の健康管理	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.4%
7	広告事項	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
8	①医療安全管理	98.6%	96.8%	98.5%	98.5%	93.4%
	②院内感染対策	98.6%	96.8%	98.5%	97.0%	93.4%
	③医薬品の安全管理	100.0%	95.2%	92.3%	97.0%	95.1%
	④医療機器の安全管理	98.6%	100.0%	100.0%	98.5%	95.1%
	⑤放射線の安全管理	98.1%	97.9%	100.0%	96.6%	90.7%
	⑥医療ガスの安全管理	90.7%	97.2%	93.9%	92.7%	90.2%
9	診療録等の記録・保管	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10	院内掲示	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.4%
11	業務委託	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
12	防災体制	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
13	感染性廃棄物	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
14	放射線管理・装置・使用室	100.0%	100.0%	100.0%	95.0%	88.9%
15	検体検査の精度の確保	97.2%	95.7%	100.0%	100.0%	91.3%
16	構造設備	98.6%	100.0%	100.0%	100.0%	96.7%
17	医師の働き方改革					100.0%

令和7年度診療所立入検査結果集計表(無床診療所)

検査項目		対象数	適数	不適数	非対象	適合率(%)
1	医療従事者	355	354	1		99.7%
2	法的手続き	355	345	10		97.2%
3	患者の収容状況				355	
4	医薬品の管理・保管	354	353	1	1	99.7%
5	機械、器具等の清潔保持	355	355	0		100.0%
6	職員の健康管理	353	353	0		100.0%
7	広告事項	355	355	0		100.0%
8	①医療安全管理	355	346	9		97.5%
	②院内感染対策	355	342	13		96.3%
	③医薬品の安全管理	354	342	12	1	96.6%
	④医療機器の安全管理	354	351	3	1	99.2%
	⑤放射線の安全管理	239	228	11	116	95.4%
	⑥医療ガスの安全管理	41	41	0	314	100.0%
9	診療録等の記録・保管	355	355	0		100.0%
10	院内掲示	355	352	3		99.2%
11	業務委託	301	301	0	54	100.0%
12	防災体制	355	355	0		100.0%
13	感染性廃棄物	352	352	0	3	100.0%
14	放射線管理・装置・使用室	239	217	22	116	90.8%
15	検体検査の精度の確保	180	180	0	175	100.0%
16	構造設備	355	355	0		100.0%
17	医師の働き方改革	47	47	0		100.0%

【直近5年間の適合率の推移】

検査項目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	医療従事者	99.7%	100.0%	99.7%	99.7%	100.0%
2	法的手続き	97.0%	84.3%	100.0%	98.1%	93.9%
3	患者の収容状況					
4	医薬品の管理・保管	100.0%	100.0%	100.0%	98.4%	100.0%
5	機械、器具等の清潔保持	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
6	職員の健康管理	99.0%	99.7%	100.0%	99.2%	99.4%
7	広告事項	100.0%	100.0%	100.0%	99.5%	99.7%
8	①医療安全管理	96.6%	98.1%	98.1%	97.6%	94.9%
	②院内感染対策	96.3%	96.9%	96.9%	97.0%	93.2%
	③医薬品の安全管理	96.6%	94.7%	98.1%	97.0%	94.5%
	④医療機器の安全管理	99.7%	96.8%	100.0%	99.2%	98.0%
	⑤放射線の安全管理	97.9%	99.2%	99.5%	96.7%	91.8%
	⑥医療ガスの安全管理	100.0%	97.6%	100.0%	100.0%	98.6%
9	診療録等の記録・保管	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10	院内掲示	100.0%	100.0%	99.7%	99.5%	98.7%
11	業務委託	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
12	防災体制	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
13	感染性廃棄物	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%	100.0%
14	放射線管理・装置・使用室	99.5%	99.6%	98.5%	95.1%	89.8%
15	検体検査の精度の確保	100.0%	99.3%	100.0%	100.0%	97.7%
16	構造設備	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
17	医師の働き方改革					100.0%

令和7年度診療所立入検査結果集計表(歯科診療所)

検査項目		対象数	適数	不適数	非対象	適合率(%)
1	医療従事者	210	210	0		100.0%
2	法的手続き	210	206	4		98.1%
3	患者の収容状況				206	
4	医薬品の管理・保管	210	210	0		100.0%
5	機械、器具等の清潔保持	210	210	0		100.0%
6	職員の健康管理	210	210	0	0	100.0%
7	広告事項	210	210	0		100.0%
8	①医療安全管理	210	208	2		99.0%
	②院内感染対策	210	208	2		99.0%
	③医薬品の安全管理	210	207	3		98.6%
	④医療機器の安全管理	210	208	2		99.0%
	⑤放射線の安全管理	210	204	6	0	97.1%
	⑥医療ガスの安全管理	23	23	0	187	100.0%
9	診療録等の記録・保管	210	210	0		100.0%
10	院内掲示	210	207	3		98.6%
11	業務委託	76	76	0	134	100.0%
12	防災体制	210	210	0		100.0%
13	感染性廃棄物	210	210	0		100.0%
14	放射線管理・装置・使用室	210	183	27	0	87.1%
15	検体検査の精度の確保	1	1	0	209	100.0%
16	構造設備	210	210	0		100.0%
17	医師の働き方改革	8	8	0		100.0%

【直近5年間の適合率の推移】

検査項目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	医療従事者	100.0%	100.0%	99.5%	99.5%	99.6%
2	法的手続き	89.4%	99.6%	95.9%	95.9%	93.8%
3	患者の収容状況					
4	医薬品の管理・保管	100.0%	100.0%	99.5%	99.5%	98.4%
5	機械、器具等の清潔保持	100.0%	100.0%	99.5%	99.5%	100.0%
6	職員の健康管理	99.2%	98.4%	97.7%	97.7%	99.2%
7	広告事項	100.0%	100.0%	95.9%	95.9%	98.4%
8	①医療安全管理	97.7%	100.0%	96.4%	96.4%	94.6%
	②院内感染対策	97.7%	100.0%	95.0%	95.0%	94.2%
	③医薬品の安全管理	98.5%	99.2%	97.3%	97.3%	96.5%
	④医療機器の安全管理	99.6%	100.0%	99.1%	99.1%	98.8%
	⑤放射線の安全管理	99.6%	99.6%	96.8%	96.8%	95.3%
	⑥医療ガスの安全管理	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.4%
9	診療録等の記録・保管	100.0%	100.0%	99.5%	99.5%	100.0%
10	院内掲示	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.4%
11	業務委託	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
12	防災体制	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.6%
13	感染性廃棄物	99.6%	99.6%	99.1%	99.1%	100.0%
14	放射線管理・装置・使用室	95.1%	98.8%	87.7%	87.7%	81.7%
15	検体検査の精度の確保	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
16	構造設備	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
17	医師の働き方改革					100.0%

福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例

平成 24 年 10 月 12 日福岡県条例第 53 号
(令和 5 年 9 月改正)

(趣旨)

第一条 この条例は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設の基準等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第三条 法第七条の二第四項の補正は、次に定めるところにより行うものとする。

一 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみを診療を行うもの、特定の事務若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数(次の式により算定した数が、 $\circ \cdot \circ$ 五以下であるときは \circ)を乗じて得た数を既存の病床数又は当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数/当該病床の利用者の数

二 放射線治療病室の病床については、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算入しないこと。

三 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床数に算入しないこと。

四 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床(同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。)については、既存の病床数に算入しないこと。

(介護老人保健施設に係る既存病床数)

第四条 削除

(専属薬剤師の配置基準)

第五条 法第十八条の規定により専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所とする。

(病院の人員の基準)

第六条 法第二十一条第一項第一号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。この場合において、第二号に掲げる看護師及び准看護師の員数は、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔(くう)外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができるものとする。

一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもって除した数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもって除した数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはその端数は一として計算する。)

二 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三をもって除した数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数

が生じたときはその端数は一として計算する。)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

四 栄養士又は管理栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一

五 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数

六 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数

(病院の施設の基準)

第七条 法第二十一条第一項第十二号の条例で定める施設は、次に定めるとおりとする。

一 消毒施設(法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)であつて、蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるもの並びに洗濯施設(法第十五条の二の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)

二 談話室であつて、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有するもの(療養病床を有する病院に限る。)

三 食堂であつて、内法(のり)による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有するもの(療養病床を有する病院に限る。)

四 浴室であつて、身体の不自由な者が入浴するのに適したものの(療養病床を有する病院に限る。)

(療養病床を有する診療所の人員の基準)

第八条 法第二十一条第二項第一号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

(療養病床を有する診療所の施設の基準)

第九条 第七条第二号から第四号までの規定は、法第二十一条第二項第三号の条例で定める施設について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(既存病床数の補正に関する経過措置)

第二条 療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換(当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。)を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、令和六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

(病院の人員に関する経過措置)

第三条 精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換(当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設の全部又は一部を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条において同じ。)を行う旨を平成二十四年三月三十一日までの間に知事に届け出た場合における当該転換を行う病床(以下「転換病床」という。)を有する病院に置くべき看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数(以下「看護師等の員数」という。)については、当該病院の精神病床又は療養病床の転換が完了するまでの間(平成三十年三月三十一日までの間に限る。)は、第六条第二号及び第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。この場合において、

第一号に掲げる看護師及び准看護師の員数は、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができるものとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と、転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもって除した数と、精神病床(転換病床を除く。)及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三をもって除した数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはその端数は一として計算する。)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数

二 看護補助者 療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と、転換病床(療養病床に係るものに限る。)に係る病室の入院患者の数を九をもって除した数に二を乗じて得た数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはその端数は一として計算する。)

2 療養病床を有する病院であって、平成二十四年四月一日において現に、健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設(前項に規定する病院であるものを除く。以下「特定介護療養型医療施設」という。)又は看護師等の員数が第六条第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院(以下「特定病院」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき看護師等の員数については、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第六条第二号及び第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。この場合において、第一号に掲げる看護師及び准看護師の員数は、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができるものとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三をもって除した数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはその端数は一として計算する。)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

3 精神病床を有する病院(医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。))並びに百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科(医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第三条の二第一項第一号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を含む病院(特定機能病院を除く。)を除く。)については、当分の間、第六条第二号に掲げる看護師及び准看護師の員数のうち、精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもって除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。)から減じた数を看護補助者とすることができる。

(病院の人員に関する経過措置)

第四条 前条第一項の規定の適用を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、平成三十年六月三十日までの間に、再び知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「令和六年三月三十一日」とする。

2 前条第二項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「令和六年三月三十一日」とする。

(療養病床を有する病院の施設に関する経過措置)

第五条 平成十三年三月一日において現に医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四百一十号)による改正前の医療法(以下「旧医療法」という。)第七条第一項の開設の許可を受けている病院の建物(平成十三年三月一日において現に存するもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成十三年三月一日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群(以下「旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院であって、第七条第二号から第四号までに掲げる施設を有しないもの(平成十三年三月一日以降に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)については、当該規定は適用しない。

(療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置)

第六条 療養病床を有する診療所であって、平成二十四年四月一日において現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第八条第一号又は第二号に掲げる数に満たない診療所(以下この項及び次条第二項において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数については、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第八条第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

2 療養病床を有する診療所であって、平成二十四年四月一日において現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が次項に規定する看護師等の員数に満たない診療所(以下この項及び次条第二項において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数については、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第八条第一号及び第二号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一とする。ただし、そのうちの二については看護師又は准看護師とするものとする。

3 第八条に規定する看護師等の員数及び事務員その他の従業者の員数については、当分の間、第八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。この場合において、第一号に掲げる看護師等の員数は、そのうちの二については看護師又は准看護師とするものとする。

一 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一

二 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数

(療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置)

第七条 前条第一項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「令和六年三月三十一日」とする。

2 前条第二項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「令和六年三月三十一日」とする。

(療養病床を有する診療所の施設に関する経過措置)

第八条 平成十三年三月一日において現に開設されている診療所の建物(平成十三年三月一日において現に存するもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成十三年三月一日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の旧療養型病床群に係る病床を有する診療所であって、第九条において準用する第七条第二号から第四号までに掲げる施設を有しないもの(平成十三年三月一日以降に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)については、当該規定は適用しない。

厚生労働省等から発出された医療法等に係る主な通知

(R7. 4. 1~R8. 3. 31)

1. 美容医療に関する取扱いについて（令和7年8月15日付医政発0815第21号厚生労働省医政局長通知）
2. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令等の公布について（医薬発1029第22号産情発1029第2号令和7年10月29日厚生労働省医薬局長 厚生労働省大臣官房 医薬産業振興・医療情報審議官通知）
3. かかりつけ医機能報告マニュアルの策定について（令和7年11月4日付医政総発1104第1号厚生労働省医政局総務課長通知）
4. 診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドラインの一部改正について（令和7年11月5日付医政地発1105第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）
5. 無資格者によるエックス線の照射等に関する医療法等における取扱い等についての周知について（令和7年11月11日付厚生労働省医政局総務課 厚生労働省医政局 地域医療計画課厚生労働省医政局医事課厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）
6. 「オンライン診療指針」の遵守の確認をするためのチェックリスト等について（再周知）（令和7年12月8日付厚生労働省医政局総務課 厚生労働省医政局医事課事務連絡）
7. 医師の宿直義務の例外規定について（令和7年12月25日付医政総発1225第1号厚生労働省医政局総務課長通知）
8. 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その3）（令和7年12月26日付医政発1226第12号厚生労働省医政局長通知）
9. 美容所等におけるアートメイク施術について（令和7年12月26日医政医発1226第3号健生衛発1226第1号20251226商局第1号厚生労働省医政局医事課長厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課長通知）
10. 再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき再生医療等を提供するにあたり医療機関が留意すべき事項について（注意喚起）（令和8年3月12日付医政研発0312第2号厚生労働省医政局研究開発政策課長通知）
11. 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部の施行（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第7条の2第2項関係）について（通知）（令和8年3月19日付医政発0319第18号障発0319第1号厚生労働省医政局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
12. 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布について（令和8年3月19日付医政発0319第17号保発0319第10号厚生労働省医政局長厚生労働省保険局長通知）

13. 医療法施行規則の一部を改正する省令の公布等について（通知）（令和8年3月19日付医政発0319第1号厚生労働省医政局長通知）
14. 「医療法等の一部を改正する法律」の一部施行及び「都道府県が重点的に医師の確保を図る必要がある区域を定めるに当たって参酌すべき厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（通知）（令和8年3月23日付医政発0323第54号厚生労働省医政局長通知）
15. 「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について（令和8年3月24日付医政発0324第3号厚生労働省医政局長通知）
16. 美容所等におけるアートメイク施術について（令和7年12月26日付医政医発1226第3号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課長通知）
17. 「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について（令和8年3月24日付医政発0324第3号厚生労働省医政局長通知）
18. 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）（令和8年3月27日付医政総発0327第1号厚生労働省医政局長通知）
19. 「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」の一部改正等について（令和8年3月30日付医政発0330第4号厚生労働省医政局長通知）
20. 中東情勢を踏まえた医療機器等の安定供給に関する協力依頼（周知）（令和8年3月31日付厚生労働省医政局総務課厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）
21. 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行（医師少数区域等関係）等について（通知）（令和8年3月31日付医政発0331第75号厚生労働省医政局長通知）
22. 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について（令和8年3月31日付医政地発0331第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

健康診断

◎…必須
○…省略基準あり

項目	雇入時健診	定期健診	特定業務健診
問診(既往歴及び業務歴の調査、喫煙歴及び服薬歴)	◎	◎	◎
自覚症状及び他覚症状の有無	◎	◎	◎
体重・視力・聴力	◎	◎	◎
身長・腹囲	◎	○	○
胸部エックス線検査	◎	◎	
喀痰検査		○	
血圧	◎	◎	◎
血液検査 ・貧血 (赤血球数、血色素量) ・肝機能 (GOT、GPT、γ-GTP) ・血中脂質 (HDLコレステロール、血清トリグリセライド、LDLコレステロール) ・血糖 (空腹時血糖)… ヘモグロビンA1cで代替可	◎	○	○
尿検査(尿中糖、蛋白の有無)	◎	◎	◎
心電図検査(安静時)	◎	○	○

※ 問診…喫煙歴及び服薬歴の聴取徹底すること。

※ 聴力検査について…雇入れ時、35、40、45歳以上の人は千ヘルツ及び4千ヘルツで検査。
それ以外の人や定期健診で聴力検査を受けた特定業務健診受診者は他の方法で可。(会話法等)

● 雇入時健康診断 (労働安全衛生規則第43条)

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。

ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

検査項目は定期健康診断と同様(喀痰検査を除く)。検査項目の省略はできない。

● 定期健康診断 (労働安全衛生規則第44条)

事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期的に医師による健康診断を行わなければならない。

医師の判断による省略基準(省略できる年齢を表示しています)

・身長	… 20歳以上
・腹囲	… 35歳を除く40歳未満、妊娠中の人、BMIが20未満
・血液検査	… 35歳を除く40歳未満
・心電図	… 35歳を除く40歳未満
・胸部X線検査	… 20、25、30、35歳を除く40歳未満
感染症法で結核健康診断の対象施設、じん肺健診対象者は省略不可	
・喀痰検査	… 胸部X線検査で病変の発見されない者、結核の発病の恐れのない者

※省略基準は医師の判断によるものであること。機械的に省略するものではないこと。

● 特定業務従事者健康診断 (労働安全衛生規則第45条)

深夜業などの特定業務に従事する労働者に対しては当該業務への配置替えの際及び 6ヶ月以内に1回、定期的に定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければならない。

- ・胸部エックス線検査は、1年以内ごとに1回、定期に行えば足りるものとする。
- ・前回の健康診断(定期)において血液検査(貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査)および心電図項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。
- ・前回の健康診断(定期)において聴力検査を受けたものについては、医師が適当と認める聴力の検査をもって替えることができる。(会話法等)

法律における健康診断を受けさせなければならない者の範囲

以下の両方をいづれも満たすものを常時使用する労働者としています。

- ①期間の定めのない契約により使用されるもの。なお、有期雇用の場合であっても更新により1年以上使用されることが予定されている者。
- ②1週間の労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常労働者の所定労働時間数の3/4以上であること

パートタイマーやアルバイトであっても、継続1年以上雇用する場合（または、その予定があるとき）は定期健康診断を行なう必要があります。労働法上、労働者に正社員もパートも区別されません。

健康診断の記録は5年保存です。

● 電離放射線健康診断（電離放射線障害防止規則第56条）

事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

検査項目

(1) 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価
(2) 白血球数及び白血球100分率の検査
(3) 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
(4) 白内障に関する眼の検査
(5) 皮膚の検査

医師の判断による省略基準

- ・医師が必要でないと認めるときは、(2)から(5)までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。
- ・前年1年間に受けた実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、今後1年間に受ける実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない者について、(2)から(5)までに掲げる項目について

※省略基準は医師の判断によるものであること。機械的に省略するものではないこと。

※雇入れの際または当該業務への配置替えの際の検査項目の省略はできない。

※電離放射線健康診断の記録は30年保存です。

● ストレスチェック（労働安全衛生規則第52条の9）

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、次に掲げる事項について心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

※2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）

- (1) 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- (2) 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- (3) 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

<p>福岡県診療所立入検査における 面接指導対象医師について</p>
--

- 開設者および管理者は、面接指導対象医師の対象外（非該当）となります。
- 勤務医師がいる場合は以下のとおりです。

経営形態	勤務医師について	該当の適否
個人立	夫婦・親子等業務執行権を有する勤務医	非該当
	その他勤務医	該当
法人立	業務執行権を有する役員である勤務医	非該当
	その他勤務医	該当

※面接指導対象医師について、不明な点がある場合は福岡県医療勤務環境改善支援センター（092-643-3330）にお問い合わせください。
医療労務管理アドバイザーが対応します。

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

平成 31 年 3 月 1 日施行 福岡県条例第 6 号

第一章 部落差別の解消の推進

(目的)

第一条 この条例は、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査などの部落差別が存在すること及びインターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成二十八年法律第九号。以下「法」という。)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止等について必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国及び市町村との連携を図り、施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第四条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第五条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、法第六条の規定による国が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(意見の聴取)

第七条 知事は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、学識経験者等をもって構成する協議会の意見を聴くものとする。

第二章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止

(趣旨)

第八条 県は、同和地区(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。)に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象(以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。)の発生を防止することにより、部落差別の解消を推進するものとする。

(県の責務)

第九条 県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、部落差別の解消を推進するため、国及び市町村と協力して必要な教育及び啓発を行う責務を有する。

(県民及び事業者の責務)

第十条 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査(以下「調査」という。)を行い、依頼し、又は受託する行為、調査に関する資料等を提供、教示又は流布する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第十一条 知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(申出)

第十二条 調査の対象とされた者又は当該調査の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第十三条 知事は、事業者が調査を行い、依頼し、又は受託したと認めるときは、当該事業者に対し、当該調査を中止すべき旨並びに結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第一項の規定による勧告に従わないとき又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対しその旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

第三章 雑則

(解釈及び運用)

第十四条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。

(規則への委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

問い合わせ先

福岡県 福祉労働部 人権・同和対策局 調整課
TEL : 092-643-3325 FAX : 092-643-3326

詳しくはこちら

福岡県 部落差別解消推進条例 検索



差別のない社会に向けて



部落差別解消 推進条例 を施行しました



『福岡県部落差別の解消の推進に関する条例』の概要

福岡県では、部落差別の解消について、県民の皆さんの理解を深めるよう努め、部落差別のない社会の実現を目指します。

主な内容

1

基本理念や県の責務を明記

- 部落差別のない社会を実現することを目的としています。
- 県民一人一人の理解を深めるよう努めることを基本理念として、県は、国や市町村との連携を図り、部落差別の解消に関する施策を行う責務があります。

2

部落差別の解消に向けた施策を推進

- 部落差別に関する相談体制の充実や部落差別を解消するために必要な教育・啓発を行います。
- 部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行います。

3

結婚や就職に際しての部落差別事象の発生を防止

- 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査や調査に関する資料の提供など、部落差別事象の発生につながる行為をしてはいけません。
- 県は、部落差別事象の発生防止のため、県民及び事業者に対し、必要な指導・助言を行うことができます。
- 県は、事業者に対し、調査を中止すべき旨と必要な措置をとるべき旨を勧告することができます。

条例の構成

第一章 部落差別の解消の推進

- | | |
|-------------|------------------|
| 第一条 目的 | 第五条 教育及び啓発 |
| 第二条 基本理念 | 第六条 部落差別の実態に係る調査 |
| 第三条 県の責務 | 第七条 意見の聴取 |
| 第四条 相談体制の充実 | |

「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別のない社会の実現に向け、基本理念や県の責務などを規定しています。

第二章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生防止

- | | |
|----------------|-------------|
| 第八条 趣旨 | 第十一条 指導及び助言 |
| 第九条 県の責務 | 第十二条 申出 |
| 第十条 県民及び事業者の責務 | 第十三条 勧告等 |

結婚や就職に際しての部落差別事象の発生防止について、改正前の「福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例」の内容を引き続き規定しています。

第三章 雑則

- | |
|-------------|
| 第十四条 解釈及び運用 |
| 第十五条 規則への委任 |

教えて！ヒューマン博士！！

県が、部落差別の解消を推進するために条例を改正しているね。ヒューマン博士に条例のことを教えてもらいましょう。



ヒューマン博士
(福岡県の人権啓発キャラクター)

なぜ改正したの？



県では、平成7年に「福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例」を制定し、結婚や就職の際の部落差別事象の発生防止をはじめ同和問題の解決に努めてきました。

しかしながら、従来からの差別発言や差別落書きに加え、情報化の進展による状況の変化に伴い、インターネット上での差別書込みや電子版「部落地名総鑑」の問題など新たな部落差別事象が発生しています。また、平成28年には、部落差別は許されないものであるとした「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

これらのことから、県として部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育・啓発の推進などの規定を新たに加える改正を行ないました。

改正で変わったところは？



「福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例」に部落差別の解消に向けた基本理念や県の責務、相談体制の充実や教育・啓発の推進など、「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえた規定を加え、条例名を「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」に変更しました。

結婚や就職に際しての同和地区に居住していることなどを理由とした部落差別事象の発生防止については、これまでと同様に規定しています。なお、今回の改正で、勧告・公表の対象を県内事業者に限らず、県外事業者も含めることとしました。

私たちに求められることは？



県民や事業者の皆さんは、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査や調査に関する資料の提供など、部落差別事象の発生につながる行為をしてはいけません。

県においては、改正後の「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を、県の広報やポスター、リーフレットなどを活用し、県民の皆さんにお知らせしていくとともに、関係機関と連携し相談体制の充実や教育・啓発の推進に取り組みます。

部落差別は、基本的人権に関わる問題です。私たちの力で、部落差別のない社会の実現を目指しましょう。

公布・施行

平成31年3月1日

事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。 ※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。



合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

社会的バリアを取り除くための申出



～することでいかがでしょうか

建設的対話

障害のある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討

対応の例 筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など



～をお手伝いしましょう！

合理的配慮の提供

知る

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



調べる

障害者差別解消に関する事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口へ寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できます。



障害者白書 (毎年刊行)

政府が講じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

障害者白書 検索



内閣府 Cabinet Office

内閣府 政策統括官（政策調整担当）付 障害者施策担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

03-5253-2111 (代表)

福岡県は、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を強力に推進するために **在宅医療・介護現場** で働く人を守ります！

暴力・ハラスメント対策実施中



対策1

「2つの補助金事業」実施中！

補助金①

複数名訪問費用の補助

利用者等からの暴力・ハラスメントの対策として実施する複数名訪問について、診療報酬又は介護報酬の加算制度があっても同意を得られないなどの理由により、当該加算が適用できない場合の補助。

訪問1回ごとに
加算相当額の2分の1を補助

補助金②

安全確保対策費用の補助

訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信できる機器の購入経費等の補助。

最大 13,000円補助

対策2

・対策1の補助金の申請には、この研修の受講が必要となります
・受講修了証書を取得した事業所は、県HPに公表しています

視聴申込みは
こちらから



「管理者向け研修」オンデマンドにて研修動画を配信中！

研修①

「在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修」

研修②

「在宅医療・介護管理者に必要な暴力・ハラスメントに関する法的な基礎知識と事例」

対策3

★これってハラスメント？

★家族から無理な要求をされる

★ハラスメントは
どうすれば防げるの？ etc

相談はすべて
無料です

「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」



0120-111-309

相談センター担当：板井弁護士

平日 9:00~19:00
(12/29~1/3除く)

WEBからは24時間OK! →



法的な相談は
お任せください！

⚠️ 直接相談すると、相談料が発生します。



福岡県の取組の詳細は
福岡県庁HPに掲載しています。



福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索

事務連絡
平成24年9月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の
施行に伴う適切な対応について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「法」という。）の成立を踏まえ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について」（平成23年6月24日付け社援発0624第3号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について」（平成24年9月24日付け地発0924第2号大臣官房地方課長、雇発0924第2号雇用均等・児童家庭局長、社援発0924第5号厚生労働省社会・援護局長通知）が通知されたところですが、本年10月1日の法の施行に当たって、適切な対応の徹底を図る必要があります。

つきましては、貴管内の医療機関に対し、公布通知に記載されている事項について改めて周知するとともに、貴管内の保健所設置市及び特別区に対しても周知願います。

また、障害者虐待の防止に向けた取組を進めるに当たっては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成24年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）を参考にし、関係部局と連携しつつ、適切な対応をお願いします。

<参考資料>

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について（通知）」（平成23年6月24日付け社援発0624第3号厚生労働省社会・援護局長通知）
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行

について」(平成 24 年 9 月 24 日付け地発 0924 第 2 号大臣官房地方課長、雇
児発 0924 第 2 号雇用均等・児童家庭局長、社援発 0924 第 5 号厚生労働省社
会・援護局長通知)

- 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」(平成 24 年 10 月厚生
労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室)

<参考資料の掲載URL>

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gya
kutaiboushi/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gya
kutaiboushi/)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について（通知）（平成23年6月24日社援発0624第3号厚生労働省社会・援護局長通知）より抜粋

医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等（第31条関係）

医療機関の管理者は、医療機関の職員等に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置など当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に係る
留意事項について

「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（以下「指針」という。）については、平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省告示第 9 号をもって改正したところであるが、厚生科学審議会感染症部会エイズ・性感染症に関する小委員会における本指針の改正議論の中で、医療従事者において、①H I V 感染症・エイズは、標準感染予防策で対応可能であり、通常の医療機関で患者を受け入れることができる疾病であるということが浸透しておらず、診療拒否に繋がっている、②H I V 抗体検査の際の同意の取得方法について、一部の医療現場では口頭ではなく書面により同意を得る必要があると誤解されており、適切かつ積極的な検査の妨げとなっているとの指摘があった。

ついては、下記について、改めて管内関係機関及び医療従事者等へ周知いただくようお願いする。

記

① 標準感染予防策について

改正後の指針において、新たに「医療・介護の現場では、標準感染予防策をとることが、感染制御の観点から重要である。」ことを明記した。これは、科学的知見において、H I V 感染者及びエイズ患者に対しても、標準感染予防策を講じることで、診療行為に係る感染を予防できることが示されているためであることから、留意されたい。

② H I V 抗体検査の際の同意の取得方法について

H I V の抗体検査は、平成 5 年 7 月 13 日付け健医感発第 78 号厚生省保健医療局エイズ結核感染症課長通知「H I V 検査の実施について（通知）」に基づき実施されているが、当該通知においては、「H I V 抗体検査の実施に当たっては、人権保護の観点から、本人の同意を得て検査を行うこと。」としている。

本記載は、同意は書面でなくてはならないという趣旨ではなく、口頭による同意も可能であるので、適切かつ積極的に検査を実施されたい。